

第2-(1)-41表 失業者世帯と勤労者世帯の収入内訳(世帯主59歳以下)

失業者世帯は社会保障給付等に収入を依存している。

項目	失業者世帯		勤労者世帯
	他に有業者あり	他に有業者なし	
実数	(円)	(円)	(円)
実収入	248,027	123,008	482,068
勤め先収入	122,194	45	442,412
世帯主の配偶者の勤め先収入	69,093	0	53,548
他の世帯員の勤め先収入	53,101	45	16,193
事業・内職収入	906	0	*
他の経常収支	82,102	93,435	*
社会保障給付	54,874	53,255	*
構成比			
実収入	100	100	100
勤め先収入	49.3	0.0	91.8
世帯主の配偶者の勤め先収入	27.9	0.0	11.1
他の世帯員の勤め先収入	21.4	0.0	3.4
事業・内職収入	0.4	0.0	*
他の経常収支	33.1	76.0	*
社会保障給付	22.1	43.3	*

資料出所 総務省統計局「全国消費実態調査」(2009年)

- (注) 1) 失業者世帯とは、仕事を探している非就業者のいる世帯のうち、世帯主が仕事を探している世帯であって、ここでは比較の便宜上、世帯主の年齢を59歳以下に限定している。  
 2) 勤労者世帯とは、比較の便宜上、世帯員が3人、世帯主の年齢が59歳以下の世帯に限定している。  
 3) 表中の\*は未集計。

第2-(1)-42表 無職世帯の収入の推移(世帯主59歳以下)

無職世帯の生計は勤労者世帯と比較しても減少幅が大きい。

【勤労者世帯】

	1999年	2004年	2009年	1999→2004 (%)	2004→2009 (%)
実収入(万円)	527,022	493,215	482,068	-6.4	-2.3
可処分所得(万円)	434,290	415,441	398,540	-4.3	-4.1
消費支出(万円)	341,162	330,973	313,653	-3.0	-5.2
現在貯蓄高(万円)	10,652	10,914	10,738	2.5	-1.6
負債現在高(万円)	5,747	6,484	6,506	12.8	0.3
平均消費消費性向(%)	78.6	79.7	78.7	1.1	-1.0

【無職世帯】

	1999年	2004年	2009年	1999→2004 (%)	2004→2009 (%)
実収入(万円)	232,261	171,696	146,130	-26.1	-14.9
可処分所得(万円)	198,576	144,339	120,676	-27.3	-16.4
消費支出(万円)	281,950	266,532	233,129	-5.5	-12.5
現在貯蓄高(万円)	17,108	16,702	14,371	-2.4	-14.0
負債現在高(万円)	1,952	1,708	1,956	-12.5	14.6
平均消費消費性向(%)	142.0	184.7	193.2	42.7	8.5

資料出所 総務省統計局「全国消費実態調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 「無職世帯」とは、世帯主が職業のない者の世帯であり、例として年金生活者、失業者、主婦、学生等があるが、ここでは世帯主を59歳以下に限定していることから、年金生活者が与える影響は小さいと考えられる。

● 中年化する無業者

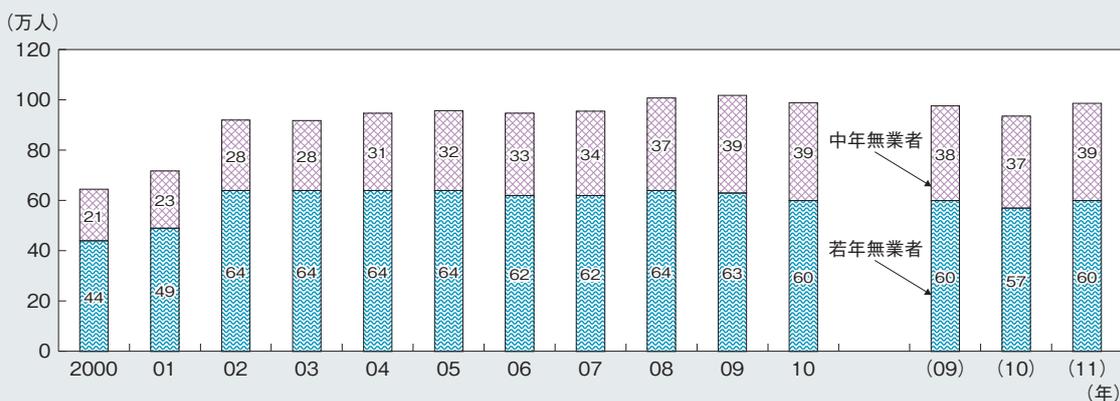
第2-(1)-43図により、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と中年無業者（若年無業者の年齢要件を35～44歳にしたもの）の推移をみると、若年無業者は2002年以降おおむね横ばいで推移している一方で、中年無業者については増加傾向にある。総務省統計局「国勢調査」により、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者の年齢分布をみると、2005年から2010年にかけて無業者の山が35歳前後から40歳前後に推移しており、無業者の中年化が進んでいることがわかる（付2-(1)-17表）。

● 雇用環境と無業化の関係

同一年齢階層における人口に占める無業者の割合を無業率とし、これをコーホートでみると、第2-(1)-44図のとおり、各年齢階級における無業率は上昇傾向にあると共に、各々の世代において2000年から2005年にかけて無業率の上昇幅が大きくなっている。この時期は、完全失業率が初めて5%を超えるなど雇用情勢が厳しさを増し、学卒者の就職環境も大幅に悪化した時期であり、そう

第2-(1)-43図 中年世代に広がる無業者

若年無業者の数はおおむね横ばいで推移している一方、中年無業者の数は増加傾向にある。

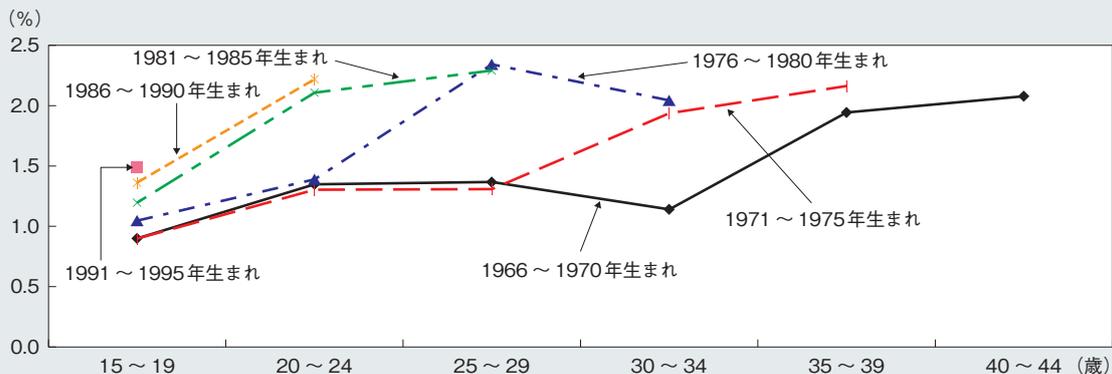


資料出所 総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1) 若年無業者は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていないその他の者として集計。中年無業者は年齢条件を35～44歳にしたもの。
- 2) ( ) の年は岩手県、宮城県、福島県を除く。

第2-(1)-44図 無業率のコーホート分析

無業率をコーホートでみると、各年齢階級における無業率が上昇傾向にあることに加え、同一世代においても無業率が高まっている。

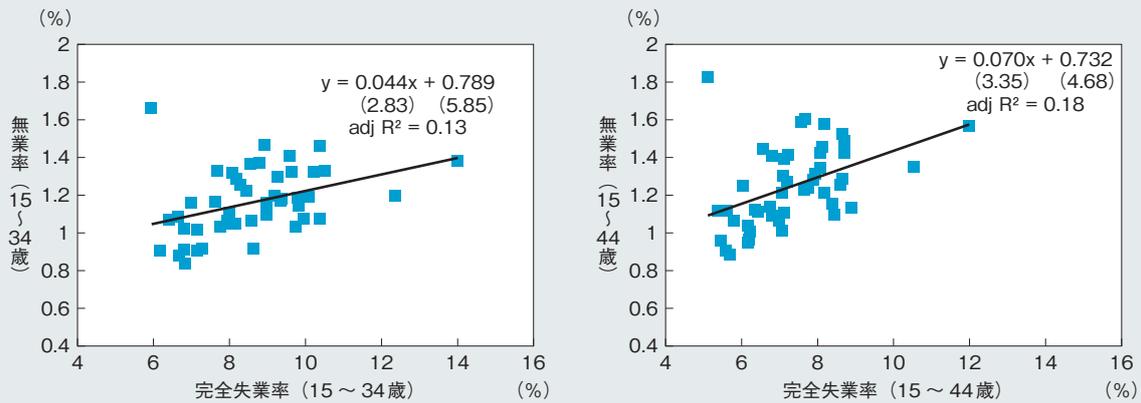


資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 無業者は非労働力人口のうち家事、通学を除くその他の者。無業率は人口に占める無業者の割合。
- 2) 各折れ線の右端が2010年、以下左へ5年刻みで遡る。

第2-(1)-45図 地域別にみた完全失業率と無業率の関係

完全失業率が高い地域ほど無業率も高い傾向がある。



資料出所 総務省統計局「国勢調査」(2010年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計  
 (注) 無業者は非労働力人口のうち家事、通学を除くその他の者。無業率は人口に占める無業者の割合。

した状況を反映して、幅広い世代において無業化が進んだとみられる。

こうした若年・中年層の無業化について、雇用情勢との関連性をみておこう。第2-(1)-45図は各都道府県の無業率と完全失業率の関係をみたものであるが、完全失業率が高い地域ほど、無業率が高い傾向がある。雇用情勢の悪化が、無業者の増加につながっている可能性がある。

● 就労意欲と無業化

このように無業者の動向は経済状況によって左右される側面もあるが、実際に無業者の要因についてみていく。

「就業構造基本調査」<sup>104</sup>における就業非希望の無業者について、その理由をみると、「病気やけがのため」が42.1%と最も高くなっており、また、「その他」、「特に理由はない」、「仕事をする自信がない」の合計で約5割を占めている。一方、就業希望はあるが非求職の者についても、「病気やけがのため」が35.3%で最も高くなっているが、「探したが仕事が見つからなかった」「希望する仕事がありそうにない」「知識や能力に自信がない」を理由とする非求職者が合計で23.3%と4分の1近くの割合を占めている(付2-(1)-18表)。また、「労働力調査」における無業者のうち、非求職の就業希望者は約3割<sup>105</sup>となっているが、その中には「適当な仕事がありそうにない」ことを理由として求職をあきらめている無業者が一定程度存在している(付2-(1)-19表)。

病気やけがなど本人のやむを得ない場合を除き、潜在的な就労希望を持ちながら就労意欲の喪失やあきらめによって無業化している場合には、いくつかの問題が考えられる。

まず、考えられるのは生計面での問題である。第2-(1)-46表は「国民生活基礎調査」による、無業者<sup>106</sup>のうち就業希望を持っている人の割合であるが、これをみると、約6割強の無業者が就業希望を持っているが、親等と同居している場合、この割合が若干低くなっている。生計を依存できる者がいる場合、就労希望の低下につながり得るものと考えられる。ただし、世帯所得が低下している中で、将来的にこうした無業者の生活を支えきれなくなる可能性もある。

また、無業の状態が続くと、社会との接触が薄れ、社会生活を行っていくための基本的な機能が衰

104 「就業構造基本調査」における「無業者」は「ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者」であり、「労働力調査」を用いた無業者の定義とは異なる。

105 第2-(1)-43図のとおり、2010年は無業者の数が15~34歳で60万人、15~44歳で99万人であるから、無業者のうち非求職の就業希望者は15~34歳で30%の18万人、15~44歳で約28%の28万人となっている。

106 第2-(1)-46表の(注)のとおり、本分析における「国民生活基礎調査」の無業者の定義は、「労働力調査(詳細集計)」を用いた無業者の定義とほぼ同一になるように設定している。

第2-(1)-46表 無業者の就労意欲

無業者の就業希望は6割を超えるが、親等と同居する場合は若干低下する。

(単位%)

	親等と同居している場合		無条件の場合	
	15～34歳	15～44歳	15～34歳	15～44歳
男女計	60.2	60.6	61.7	62.6
男性	60.2	63.3	62.6	63.6
女性	60.3	56.4	60.9	62.1

資料出所 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 1) 無業者は「仕事なし」の者のうち「通学のみ」と「家事(専業)」を除いたその他の者で、そのうち「仕事をしたいと思っている者」の割合である。

2) ここで「親等と同居している場合」とは、本人が親(配偶者の親を含む)又は祖父母とのみ(親及び祖父母両者と同居している場合を含む)同居している場合に限定して集計したものである。

える可能性もあり<sup>107</sup>、いったんそのような状態になると、社会復帰の困難さが増すことになる。これは、本人にとっても社会にとっても損失であり、個々の状態に応じて粘り強い支援を行っていく必要がある。

こうしたことから、「地域若者サポートステーション事業」として、就労しておらず家事も通学もしていない者に対する就労支援や職業的自立のため、基礎学力を含む基本的な能力等の養成や、職業意識の啓発、生活支援、社会適応支援、職場体験等の包括的な支援を行っている。さらに「新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)」において「地域若者サポートステーションによる就職等進路決定者数10万人(2011～2020年)」達成を目指すこととしているため、地域若者サポートステーションの設置拠点やアウトリーチ(キャリアコンサルタントによる自宅等への訪問支援)事業箇所の拡充を行っている。

具体的には、15歳からおおむね40歳未満で就労しておらず家事も通学もしていない者に対し、支援対象者ごとに自立支援に向けた計画を作成し、必要に応じて臨床心理士等の意見を組み入れ、キャリアコンサルタント等のキャリア形成支援を行う者による相談支援を実施している。また就労に対する自信や意欲が不足している者に対しては実際に仕事をしている職業人の体験談等の聴講や作業の体験等により成功体験、自己有用感の獲得を促す等、職業的自立まで一貫した支援を実施している。

さらに進路が決まらないまま高校を中退すると若年無業者等に陥りやすく、年齢を重ねても抜け出しにくいという実態があるため、地域若者サポートステーションと教育機関との連携により、進路の決まっていない高校中退者等に対しキャリアコンサルタント等による自宅等への訪問支援等を行う「高校中退者等アウトリーチ事業」や職業能力向上の前提となる基本的な生活習慣の改善・コミュニケーション能力の向上に資する支援等を行う「生活支援等継続支援事業」等を実施している。

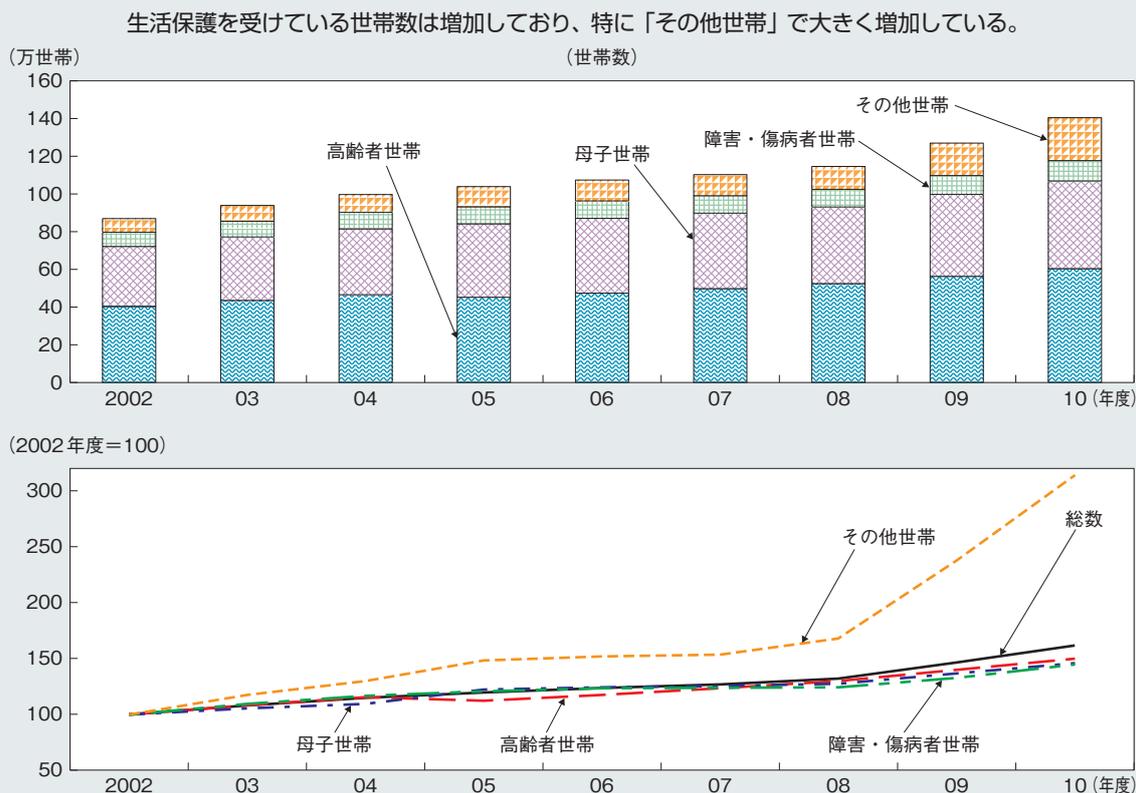
### ● 増加する生活保護世帯

第2-(1)-47図は、世帯類型別の被保護世帯数である。被保護世帯数は2010年度に141万0,049世帯となり、1951年の調査開始以降最高水準となっている。また保護率(人口千対)は15.2%となっている。

世帯の種類別に推移をみると、構成比の高い高齢者世帯、障害者世帯・傷病者世帯を始めとして全体的に増加傾向にあるが、増加幅が大きいのが就労可能層が含まれると考えられる「その他世帯(高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯・傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯をいう。)」であり、特に

<sup>107</sup> 玄田は、他者との接触のない無業者を「孤立無援者(スネップ)(Solitary Non-Employed Persons)」と呼び、そうした人が1996年から2006年まで急増し、ニートを生み出す原因ともなっており、アウトリーチ(支援側から出向いて行う)により支援を行うことが必要としている(玄田有史「孤立無援者『スネップ』が急増している」(週刊エコノミスト2012.6.12号 エコノミストレポートより))

第2-(1)-47図 世帯類型別被保護世帯数の推移



2009年度、2010年度と連続して大幅な増加となっている。リーマンショックを受けた厳しい雇用環境の中、就労可能層において経済的に困難な状態に陥った者が増加し、受給世帯の増加につながったことがうかがえる。

また、第2-(1)-48図により、保護率の推移を年齢階級別にみると、各年齢層とも保護率が上昇傾向にあるが、19歳以下及び80歳以上を除き、年齢階級が高くなるほど保護率が高くなっている。このように、高齢化が保護率の上昇に影響を及ぼすことが考えられるため、保護率の上昇を人口の年齢構成の変化と、同一年齢階級内の保護率の変化に要因分解した。これによると、同一年齢階級内の保護率上昇の要因が大きくなっているが、人口の年齢構成変化効果が一定の割合でプラスに寄与しており、高齢化も継続的に保護率上昇の要因となっている。

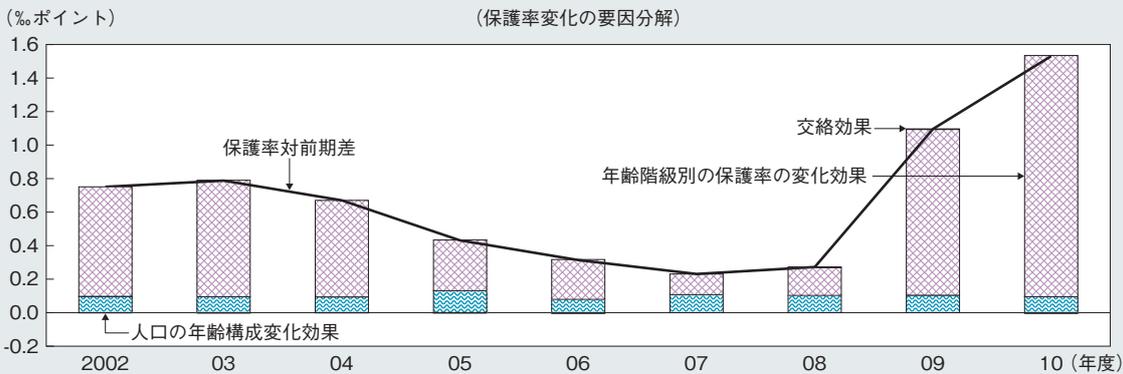
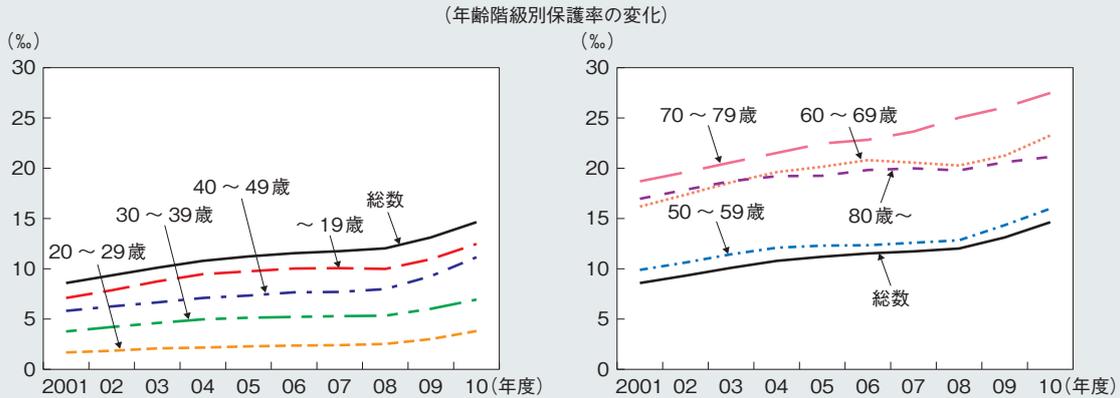
● 経済・雇用環境の悪化により生活保護受給者が増加

第2-(1)-49図は母子世帯とその他世帯の保護開始理由の推移である。母子世帯については「働いていた者との離別等」が大きな理由となっているが、近年は「貯金等の減少・喪失」の急増が目立っている。

また、その他世帯については「失業」、「貯金等の減少・喪失」等が2009年度に大きく増加し、

第2-(1)-48図 年齢階級別保護率の推移及び保護率変化の要因分解

保護率は上昇傾向にあり、年齢階級が高くなるほど高くなっている。保護率上昇の要因としては、同一年齢階級内の保護率上昇の要因が大きくなっているが、高齢化も継続的に上昇要因となっている。



資料出所 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、総務省統計局「人口推計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

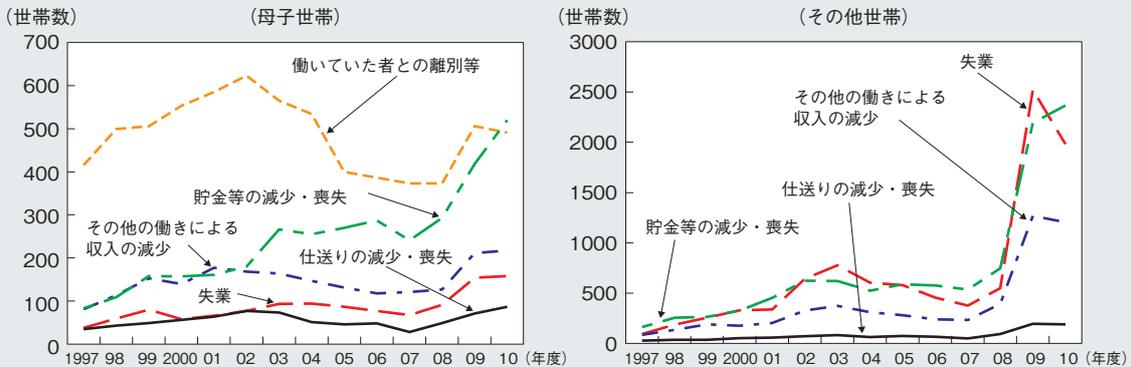
- (注) 1) 保護率は人口に占める非保護人員。厚生労働省「福祉行政報告例」による保護率とは値が異なる。
- 2) 計算方法は以下の通り、ただし、P=人口、Pi=年齢階層別人口、H=保護率、Hi=年齢階層別被保護人員

$$H^{t+1} - H^t = \sum_i \left( \frac{P_i^{t+1}}{P^{t+1}} * \frac{H_i^{t+1}}{P_i^{t+1}} - \frac{P_i^t}{P^t} * \frac{H_i^t}{P_i^t} \right) + \sum_i \left( \frac{P_i^{t+1}}{P^{t+1}} * \frac{H_i^{t+1}}{P_i^{t+1}} - \frac{P_i^{t+1}}{P^{t+1}} * \frac{H_i^t}{P_i^t} \right) - \sum_i \left( \frac{P_i^{t+1}}{P^{t+1}} - \frac{P_i^t}{P^t} \right) * \left( \frac{H_i^{t+1}}{P_i^{t+1}} - \frac{H_i^t}{P_i^t} \right)$$

人口の年齢構成変化効果      年齢階層別保護率の変化効果      交絡効果

第2-(1)-49図 母子世帯、その他世帯における保護開始理由の推移

母子世帯では近年貯金等の減少・喪失が、その他世帯では失業、貯金等の減少・喪失が保護開始の理由として増加している。



資料出所 厚生労働省「福祉行政報告例」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) その他世帯とは、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯・傷病者世帯以外の世帯。

2010年度には「失業」は減少したものの2008年以前と比較すると高い水準にあり、「貯金等の減少・喪失」は更に増加した。厳しい経済環境の中での雇用・所得環境の悪化が生活保護の増加につながっていることがうかがえる。

各都道府県における生活保護受給者の割合を、高齢化率、離婚率、完全失業率で回帰分析を行うと、第2-(1)-50表のとおり、全て正の相関となっている。このうち完全失業率が生活保護受給者の割合に最も大きな影響を与えているが、離婚率、高齢化率も影響を与えている。

● 就労による生活保護廃止の現状

第2-(1)-51図は、母子世帯とその他世帯の保護廃止理由の推移である。これによると、生活保護の状態ではなくなる大きな理由は、「働きによる収入の増加・取得」であるが、母子世帯では、2009年度以降、それまでと比較して減少している。また、その他世帯では2010年度に相対的に大きく増加し、その割合は全体の約36%となっている。

このような中、生活保護受給者等の就労・自立支援として、福祉事務所のケースワーカーによる支援、求職活動のための基礎的な支援を行う就労支援員による支援、日常生活支援から就労に至るまで

第2-(1)-50表 生活保護率に影響を及ぼす要因

各都道府県ごとの人口に対する被保護者の割合は高齢化率、離婚率、完全失業率によって有意に説明できるが、中でも完全失業率による影響が大きなものとなっているほか、離婚率の説明力も高くなっている。

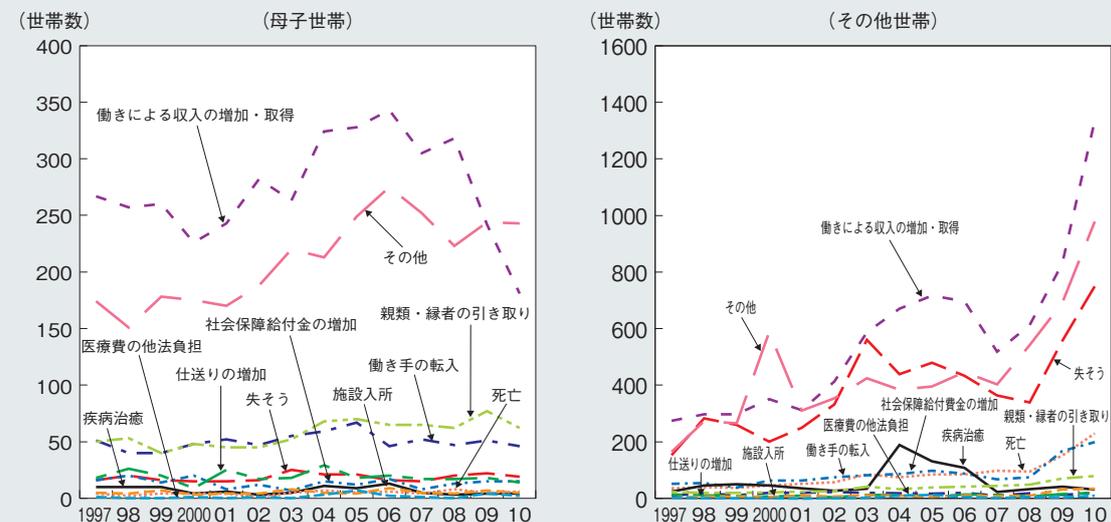
	高齢化率	離婚率	完全失業率
係数 (t値)	0.321 (5.81)	5.358 (6.23)	1.617 (8.04)

資料出所 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、「人口動態調査」、総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計

- (注) 1) 2002年から2009年までの47都道府県の統計値をプールし、以下の式により重回帰分析を行った。  
 $(保護率) = \alpha * (\text{高齢化率}) + \beta * (\text{離婚率}) + \gamma * (\text{完全失業率})$  なお、自由度修正済み決定係数=0.451  
 2) 保護率、離婚率はそれぞれ各都道府県の被保護人員数、離婚件数を各都道府県人口で除したもの。  
 3) 完全失業率は総務省統計局により参考値として公表されているもの。  
 4) 「高齢化率」は各都道府県における65歳以上人口を各都道府県人口で除したもの。

第2-(1)-51図 母子世帯、その他世帯における保護廃止理由の推移

保護の状態ではなくなる理由として、その他世帯は働きによる収入の増加・取得が増加しているが、母子世帯はこれが減少している。



資料出所 厚生労働省「福祉行政報告例」

の総合的な支援を実施している。さらに、労働局・ハローワークと自治体との間で締結した協定等に基づき、両者によるチーム支援を中心とした就労支援等<sup>108</sup>を行う「福祉から就労」支援事業を実施し、生活保護受給者等に対する就労・自立支援強化に取り組んでいる<sup>109</sup>。

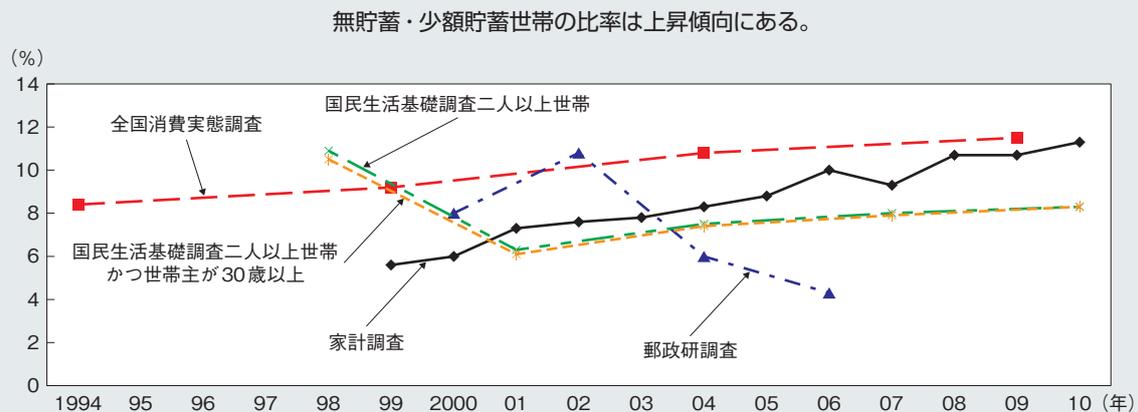
## 5 雇用における課題

### ● 無業者等を支える家族の高齢化

低所得者層が増加する中で、世帯貯蓄の動向をみると、第2-(1)-52図のとおり、個別の調査によって統計上の差違はあるものの、無貯蓄・低貯蓄世帯はおおよそ10%前後存在すると考えられ、またその比率も上昇傾向にある。またこれまで、非正規雇用者、長期失業者、無業者についてみてきたが、前述のとおり父母をはじめとする家族によって経済的に支えられている場合、個々の家庭においても世帯収入は低下傾向にある中で、経済的支援にも限りがあると考えられる。第2-(1)-53図は、非正規雇用者、無業者、完全失業者が親等のみ<sup>110</sup>と同居している場合に限定した際、親等の年齢をみたものであるが、2004年から2010年にかけて、全体的に高齢化が進んでいる。また、第2-(1)-54図により、同世帯の貯蓄と借入金をみると、貯蓄現在高は減少、借入金は増加<sup>111</sup>しており家計の状況は厳しさを増している。

さらに厚生労働省「国民生活基礎調査」によって就業形態別に無貯蓄世帯をみると、非正規雇用世

第2-(1)-52図 無貯蓄・少額貯蓄世帯比率の推移



資料出所 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省統計局「全国消費実態調査」「家計調査(貯蓄・負債編)」(2001～2010年)、「貯蓄動向調査」(1999、2000年)、郵政総合研究所「家計における金融資産選択等に関する調査」

- (注) 1) 「家計調査」は二人以上世帯。2000年までは前身の「貯蓄動向調査」の数値であり、年末値となる。2001年は2002年1月1日の数値。2002年以降は年平均結果。100万円未満の世帯の割合。  
 2) 「全国消費実態調査」は二人以上世帯。  
 3) 「家計における金融資産選択等に関する調査」は2000年、2004年、2006年は全世帯、2002年は二人以上世帯。また、2000年及び2002年は、貯蓄を保有していると回答した世帯以外の割合であり、不明も含む。  
 4) 「国民生活基礎調査」は貯蓄なしの世帯の割合。  
 5) 調査対象や回収率、回収方法の違いによって各統計の結果間に差違が生じている点に注意を要する。

**108** ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、就労支援チームによる対象者のニーズや生活環境等に合わせた就労支援プランを策定した上で、キャリアコンサルティング、職業相談、職業紹介、トライアル雇用等の就労支援メニューを実施する。

**109** 2005年度より生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対し、その就労による自立促進を図るため「生活保護受給者等就労支援事業」を実施していたが、住居・生活困窮者に対する第2のセーフティネットの拡充に伴い、2011年度より、これらの者に対する就労支援も行っていくこととし「福祉から就労支援事業」を実施している。2011年度における就職率(就職件数÷支援対象者)の実績は生活保護受給者54.1%(13,404人÷24,771人)、児童扶養手当受給者63.5%(6,168人÷9,717人)、住宅手当受給者45.8%(3,987人÷8,711人)等、全体では54.5%(24,552人÷45,016人)となっている。

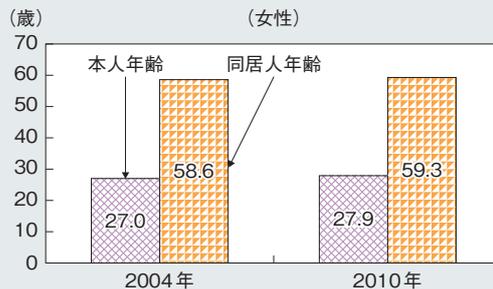
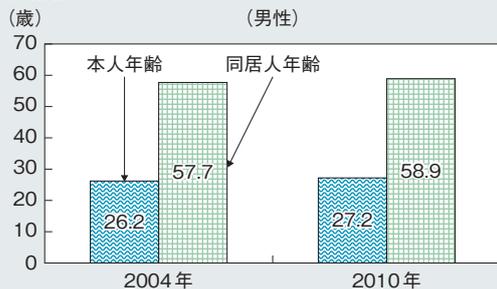
**110** 非正規雇用者等が含まれる世帯の構成は多様であり、兄弟や配偶者によって経済的に支え合う場合も大きいと考えられる。したがって、ここでは非正規雇用者等が、自らの父母又は祖父母(配偶者の祖父母を含む)又は配偶者の父母と同居している世帯のみに対象を限定した。

**111** 集計対象の条件に大きく左右されるため、数値そのものではなく、その変化をみている。

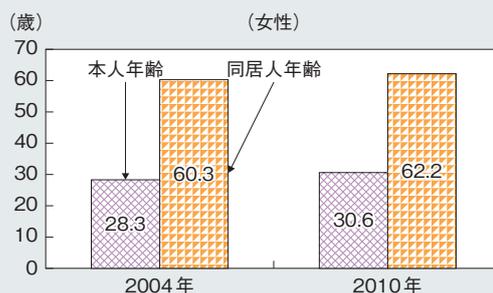
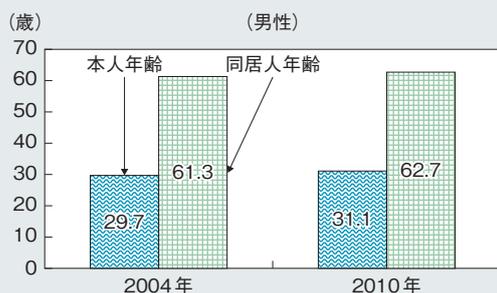
第2-(1)-53図 非正規雇用者、無業者、完全失業者を支える家族の高齢化

非正規雇用者、無業者、完全失業者の家計を親等が支える世帯において、親等の高齢化が進んでいる。

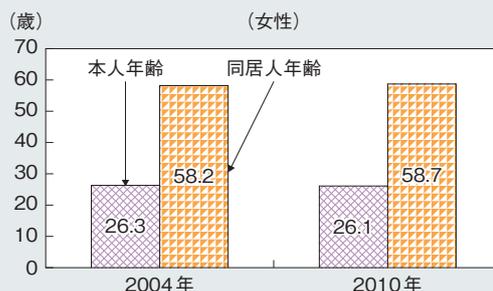
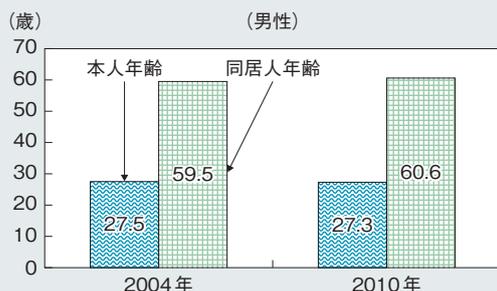
(非正規雇用者)



(無業者)



(完全失業者)



資料出所 厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 同居人とは第2-(1)-46表と同様、本人が親(配偶者の親を含む)又は祖父母とのみ(親及び祖父母両者と同居している場合も含む)同居している場合の同居人を指す。

帯及び無業の世帯で割合が高く、それぞれ14.7%、13.3%となっており、相対的に厳しい家計状況にあることがうかがえる(付2-(1)-20表)。

● 早期の就業支援の必要性

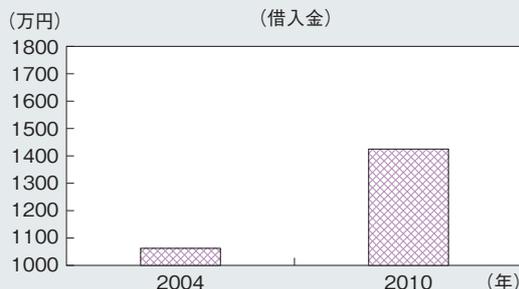
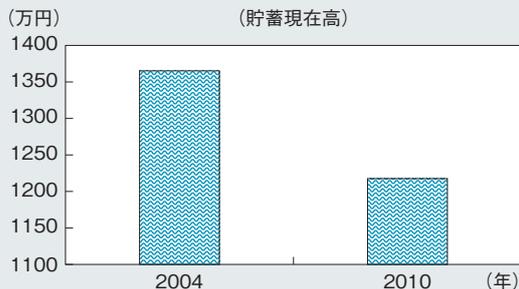
失業に陥ってしまった場合において、その失業期間を第2-(1)-55図によりみる。これは①失業者に直接失業期間を調査する直接計測法と、②失業者が失業状態から脱する確率から求めるフロー分析法によって比較したものであるが、直接計測法による失業期間はフロー分析法による失業期間よりも長くなっている。これは失業からの脱却の程度が失業の長期化に伴って低下していることを意味している。つまり、失業が長期化すると失業状態から脱け出しにくくなり、さらなる長期化を招きやすいということである。

さらに、前述のとおり生活保護の受給に至ると保護の状態から抜け出しにくいという状態があることから、失業状態に陥っても早期に就職できるようにすること、加えて生活保護受給者に対する早期の就労支援を一層強化していくことが必要である。

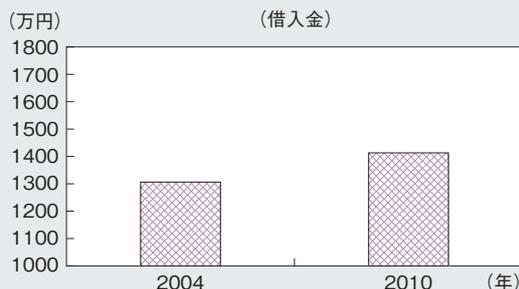
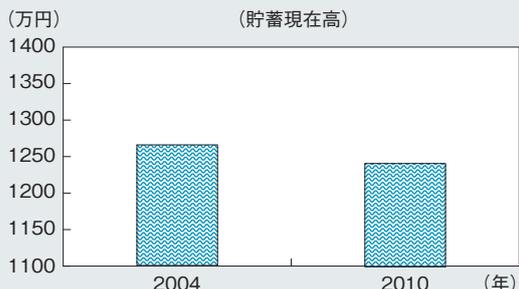
第2-(1)-54図 非正規雇用者、無業者、完全失業者を支える家族の貯蓄、借入金の状況

非正規雇用者、無業者、完全失業者の家計を親等が支える世帯における貯蓄現在高は減少するとともに、借入金(ローン等を含む)は増加している。

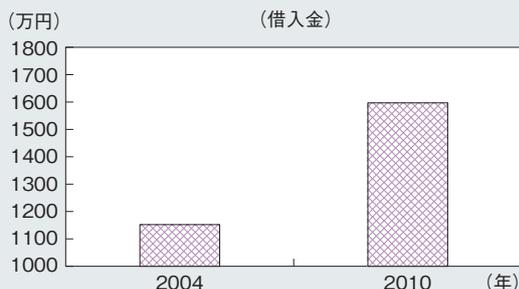
(非正規雇用者)



(無業者)



(完全失業者)

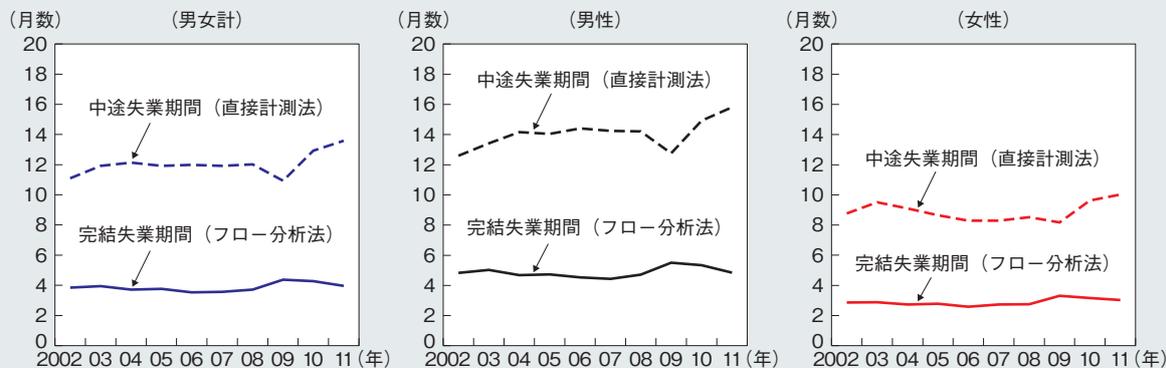


資料出所 厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 貯蓄現在高や借入金の額は同居条件により大きく左右されることに注意が必要。

第2-(1)-55図 失業期間の比較

直接計測法による失業期間はフロー分析法による失業期間より長くなっており、失業が長期化すると失業から抜け出しにくくなっている。



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」、

(独)労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2012」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算

- (注) 1) フロー分析法による失業期間の計算方法、失業期間に関する考え方については付注5を参照
- 2) 2011年は岩手県、宮城県、福島県を除く。
- 3) 中途失業期間は、労働力調査における失業期間と当該期間に分布している失業者数を用いて加重平均して算出したものである。また、1か月未満、1～3か月未満、3～6か月未満、6か月～1年未満、2年以上の各期間につき、その平均を0.5か月、2か月、4.5か月、9か月、18か月、36か月として試算している。

## 失業期間について

失業期間の取り方を大きく分けると、①失業者にその失業期間を聞くことで求める「直接計測法による失業期間」、②失業者が失業状態から脱出する確率<sup>\*1</sup>から求める「フロー分析法による失業期間」の2通りが考えられる。

直接計測法による失業期間は、ある時点での失業者のその時点での失業期間であり、その後も失業が継続すると考えられるため、「中途失業期間」である。一方、フロー分析法による失業期間は、そのまま「全失業期間」となる。

一定の仮定<sup>\*2</sup>の下で、直接計測法による中途失業期間の平均の2倍は、フロー分析法による全失業期間よりも長くなる。これは、フロー分析法による失業期間が一失業当たりの単純平均であるのに対し、直接計測法による失業期間は失業期間による加重平均となっているからである<sup>\*3</sup>。また、失業から流出（就職又は非労化）する速度が失業の経過とともに低下するならば、直接計測法による中途失業期間は、フロー分析法による全失業期間よりも長くなる<sup>\*4</sup>。なお、失業者が増加している時には、直接計測法では、短い失業期間の者を観測時点で多く観測することになるために失業期間は短めにでる<sup>\*5</sup>。

このような状況を考えると、直接計測法はある時点での失業者の失業期間の分布をみるのに適しており、一方、フロー分析法はある失業者がどれくらいの期間失業するのかをみるのに適していると考えられる。

(参考文献) 本川明 (1996年)「完結失業期間と中途失業期間との関係について」『日本労働研究機構研究紀要』

- \*1 失業期間は、失業者が失業状態から脱する確率の逆数となる。詳細は付注5を参照。
- \*2 一定の仮定とは、毎月の失業者が発生する頻度に差がなく、また、失業の発生後、一定期間失業状態が継続する確率が、どの失業者にとっても同じであること。詳しくは、本川 (1996年) 参照。
- \*3 失業期間が2倍になると、調査時に当該失業者の観測される確率(度数)が2倍になるため、長期化にバイアスがかかる。
- \*4 本川 (1996年) 参照。
- \*5 失業者の流入が多いために短くでる。なお、フロー分析法による失業期間は、失業中に一時的にアルバイトをしたような場合(かつそれが労働力調査の調査対象期間だった場合)、失業を脱したことになるために失業期間は分断されるが、直接計測法では、失業者は失業期間の中断を無視して通算して失業期間を回答する可能性も高く、フロー分析法の方が直接計測法より短くなりやすいことも考えられる。

### ● トランポリン型社会の実現に向けて

これまでも雇用保険における被保険者の適用範囲を拡大<sup>112</sup>するなどの制度改正を行ってきたが、雇用保険の受給期間が満了した場合や元来受給資格の対象外である場合(学卒未就職者、自営廃業者等)は必要な支援が受けられないという課題もあった。

こうしたなか、2008年秋のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機の影響等により、いわゆる「派遣切り」(労働者派遣事業所の派遣社員が、派遣契約に係る契約更新が行われず、又は契約途中での解除が行われるなどしたこと)によって社員寮等からの退去を余儀なくされ、住居を喪失する事態が発生し、仕事と同時に住居を失い生活の基盤をなくしてしまう者の増加が社会問題化した<sup>113</sup>。その後も、厳しい雇用失業情勢により、住居・生活に困窮する者がなお存在し、非正規雇用者や長期失業者が増加する中で、雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットを整備することの重要性が増大した。

そのような深刻化する経済情勢を受け、2008年12月の「生活防衛のための緊急対策」に基づく

112 詳細は第1章第1節コラム「雇用保険適用範囲の拡大の変遷」を参照。

113 こうした人々を支援しようと、市民団体や労働組合などが実行委員会を作り、2008年12月31日から日比谷公園で、いわゆる「年越し派遣村」が実施された(厚生労働省「平成21年版厚生労働白書」コラム「いわゆる『年越し派遣村』に集まった人々への支援について」参照)。

就職安定資金融資事業（住宅・生活支援の資金貸付、2010年9月末をもって新規融資申請受付終了）等の実施に続き、2009年4月の「経済危機対策」における雇用対策等の一環として、緊急人材育成支援事業（雇用保険を受給できない方に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う予算事業）、総合支援資金貸付制度（失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対して、求職活動中の生活費等の貸付を受けられる予算事業）、住宅手当（離職して住宅を失った方等に対して、原則6か月間（一定の条件の下で最大9か月）家賃を補助する予算事業）等のいわゆる「第二のセーフティネット」と総称される施策を行ってきた。その後、緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえた検討を行い、2011年10月から、法に基づく恒久的な制度として「求職者支援制度」を開始するなど、失業等した方に対し、雇用保険制度の拡充とともに、雇用保険を受給できない方であってもいち早く再就職に結びつけ、直ぐに生活保護に至ることを防ぐための重層的な支援の強化に取り組んでいるところである。

## 第二のセーフティネットとその中の求職者支援制度

2008年9月のリーマンショック以降、政府は一連の緊急経済・雇用対策の中で、以下のような第二のセーフティネット施策を講じてきており、一定の下支えの役割を果たした。なお、「第二のセーフティネット」とは、雇用保険（第一のセーフティネット）と生活保護（最後のセーフティネット）の間を埋めるセーフティネットの意味である。

### 第二のセーフティネットの各支援策の概要

支援策	制度の概要	支援の概要	実績
住宅手当 (地方自治体)	離職により住まいを失った方等が、安心して就職活動ができるよう、原則6か月間（一定の条件の下、3ヶ月延長可）家賃相当額の給付を受けられる制度	賃貸住宅の家賃額 ※地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠）及び収入に応じた調整あり。 例：月53,700円上限 (東京都区市・単身者・収入月137,700円未満の場合)	支給決定 109,959件 (2009年10月～ 2012年3月末)
総合支援資金貸付 (社会福祉協議会)	失業等により、日常生活全般に困難を抱えている方が、生活を立て直すまでの生活費などの貸付を受けられる制度	①生活支援費（最長1年間） ・2人以上世帯：上限月20万円 ・単身世帯：上限月15万円 ②住宅入居費：上限40万円 ③一時生活再建費：上限60万円	貸付決定 85,476件 (2009年10月～ 2012年3月末)
臨時特例つなぎ 資金貸付 (社会福祉協議会)	公的給付・貸付制度による金銭の交付までの間、生活に困窮し、住居のない離職者が、当面の生活費の貸付を受けられる制度	上限10万円	貸付決定 15,412件 (2009年10月～ 2012年3月末)
職業訓練受講給付金 (求職者支援制度) (ハローワーク)	雇用保険を受給できない方（終了した方も含む）が、職業訓練を受けながら、一定の要件を満たす場合、訓練期間中に訓練を受けやすくするための給付金を受けられる制度（希望者はさらに貸付の利用が可能）	職業訓練受講手当：月10万円 通所手当：通所経路に応じた所定の金額 ※求職者支援資金融資 単身者：上限月5万円 同居又は生計を一にする別居の配偶者等のいる者：上限月10万円	支給決定件数 (初回申請分) 23,429件 (2011年10月～ 2012年3月末)
(参考) 訓練・生活支援給付 (2011年9月30日 までの事業) (ハローワーク)	雇用保険を受給できない方（終了した方も含む）が、職業訓練を受けながら、訓練期間中の生活給付を受けられる制度（希望者にはさらに貸付の利用が可能）	単身者：月10万円 扶養家族あり：月12万円 ※訓練・生活支援資金融資 単身者：上限月5万円 扶養家族あり：上限月8万円	認定件数 364,829件 (2009年8月～ 2012年3月末)
(参考) 就職安定資金融資 (2010年9月30日 までの事業) (ハローワーク)	事業主の都合で離職し、住居を失った方が、住宅入居初期費用、生活や就職活動費の貸付を受けられる制度	①住宅入居初期費用：上限50万円 ②家賃補助費：上限月額6万円×6か月 ③常用就職活動費：上限月額15万円×6回 ④就職身元保証料：上限10万円	融資実行 11,822件 (2008年12月～ 2010年9月末)

このうち、職業訓練と訓練期間中の生活給付を内容とした「緊急人材育成支援事業」は、緊急の時限措置に過ぎなかったため、非正規労働者等に対する恒久的なセーフティネットの整備が必要とされ、法に基づく求職者支援制度が創設されることとなった（2011年10月1日施行）。

求職者支援制度は、雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者、雇用保険の適用がなかった者、学卒未就職者、自営廃業者等、雇用保険を受給できない求職者に対し職業訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には訓練期間中に給付金を支給しハローワークが中心となって訓練開始前から訓練終了後まで一貫してきめ細やかな就職支援を行うことで、早期の就職を支援するものである。

求職者支援制度を活用することにより、雇用保険を受給できない求職者が早期の就職を実現し、より安定した生活に移行すること、また、社会を支える一員となることが期待される。